

第3期子ども・子育て 支援事業計画



令和7年4月
当麻町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	2
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	3
（1）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供	3
（2）保育の量的拡大・確保	3
（3）地域の子ども・子育て支援の充実	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
（1）子ども・子育て会議の設置	5
（2）アンケート調査の実施	5
（3）パブリックコメントの実施	5
（4）国・道との連携	5

第2章 本町の現状

1. 人口と世帯の動向	7
（1）総人口と総世帯の推移	7
（2）出生数の推移	8
（3）合計特殊出生率の推移	8
（4）女性の就労の状況	9
2. 子育て支援の状況	10
（1）教育・保育施設の現状	10
（2）放課後児童クラブ利用者の状況	11
3. 将来年少人口推計	12

第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	14
2. 教育・保育提供区域の設定	15
（1）教育・保育提供区域の考え方	15
（2）教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	15
（3）本町の教育・保育提供区域について	15
（4）提供区域設定の主な理由	15
3. 保育の必要性の認定について	16
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	17
（1）特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	17
（2）保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	18
（3）認可外保育施設等	18
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	19
（1）利用者支援事業	19
（2）地域子育て支援拠点事業	19
（3）一時預かり事業	20

(4) 乳児家庭全戸訪問事業	21
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	21
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	21
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	22
(8) 延長保育事業	22
(9) 病児保育事業	23
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	23
(11) 妊婦健康診査事業	24
(12) 子育て世帯訪問支援事業	24
(13) 児童育成支援拠点事業	25
(14) 親子関係形成支援事業	25
(15) 妊婦等包括相談支援事業	25
(16) 乳児等通園支援事業	26
(17) 産後ケア事業	26
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	27
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	27
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	28
(1) 認定こども園の普及及び推進	28
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	28
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	28
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	28
8. 子どもの貧困対策の推進（当麻町子どもの貧困対策計画）	29
9. 関連施策の展開	30
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	30
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	30

第4章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	32
2. 計画の推進に向けた役割	32
(1) 行政の役割	33
(2) 家庭の役割	33
(3) 地域社会の役割	33
(4) 企業・職場の役割	33
(5) 各種団体の役割	33
3. 計画の推進に向けた3つの連携	34
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	34
(2) 近隣市町村との連携と協働	34
(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働	34

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

子育て支援をめぐるのは、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なる状況にあります。

本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

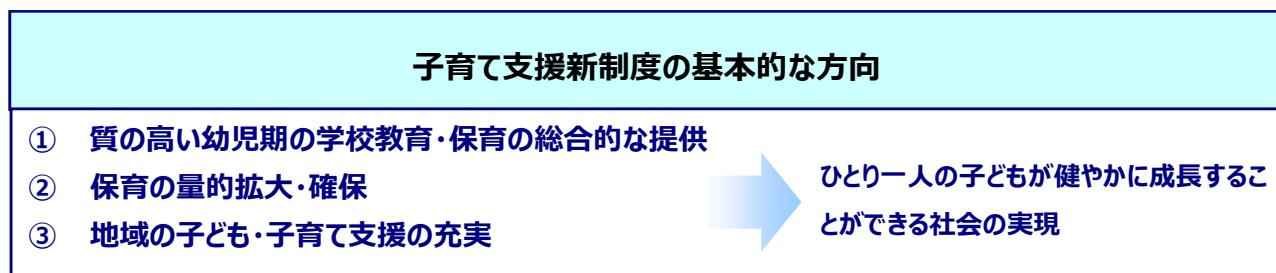
しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があることを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、子ども・子育て支援事業計画（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）を策定し、取組を進めてまいりました。

第1期計画策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、平成29年に「子育て安心プラン」が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者へ寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。

また、令和元年10月から、3～5歳までの全ての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されることとなりました。こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

今回、第2期計画期間が終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間として、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要



（１）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指しています。

具体的には、４種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとしています。

（２）保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供する保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消を図ることとしています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを行うこととしています。

（３）地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとしています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

3. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

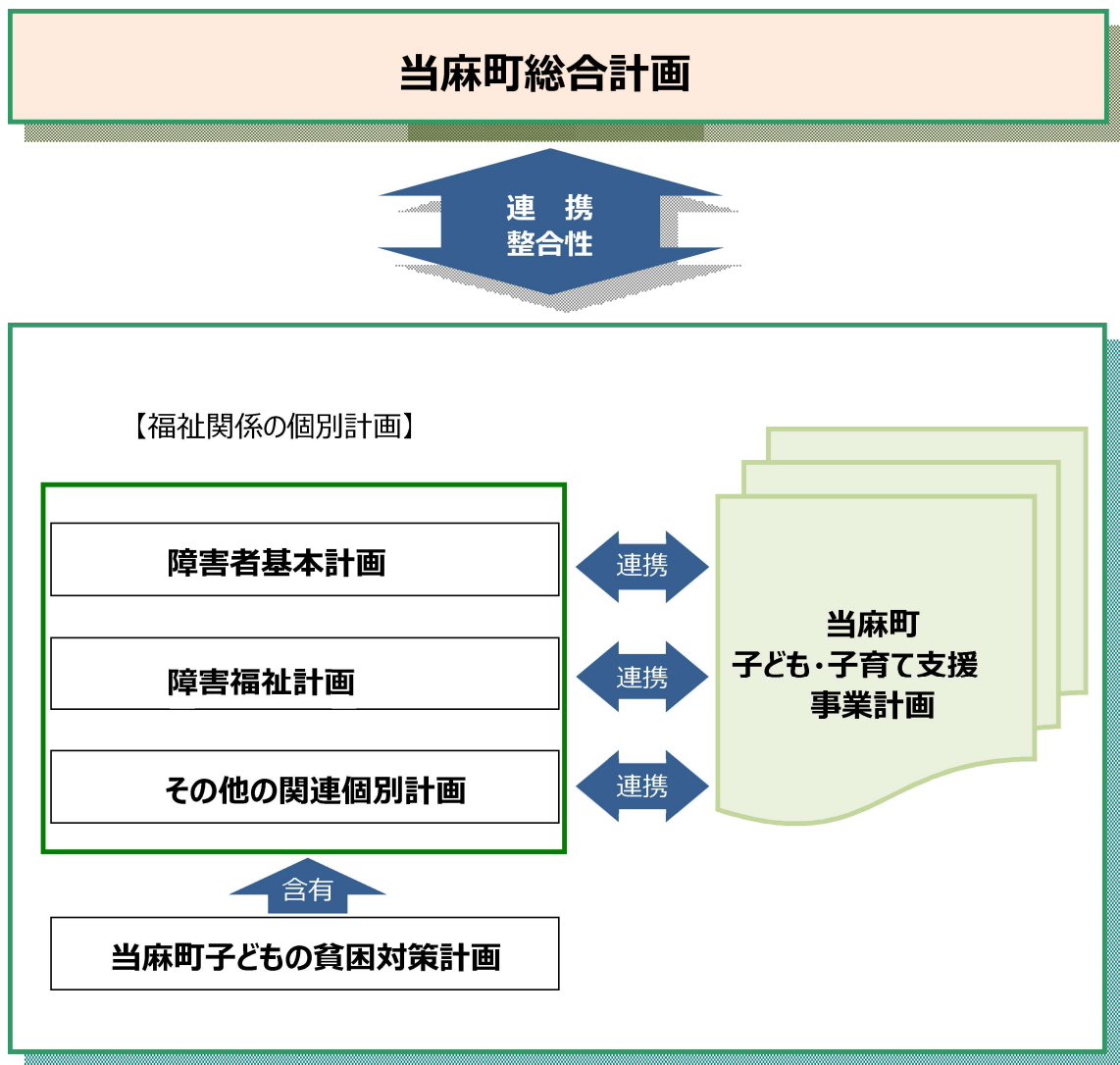
また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成27年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」が策定されているとともに、令和元年6月には法改正されていることから、同法第9条第2項の規定に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」を含むものとします。

本計画は、障害者基本計画・障害福祉計画、その他の関連個別計画との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



4. 計画の期間

計画期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。
なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直しをおこなうものとします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「関係団体」などから構成される「当麻町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをうかがい、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

○調査対象者 就学前児童（H29.4.2～R5.12.31生）のいる世帯

○調査方法 郵送により配布、郵送またはWEB回答による回収調査

○調査期間 令和6年2月14日～3月8日

○回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
173	100	57.8%

(3) パブリックコメントの実施

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行い策定しています。

(4) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章

本町の現状

第2章 本町の現状

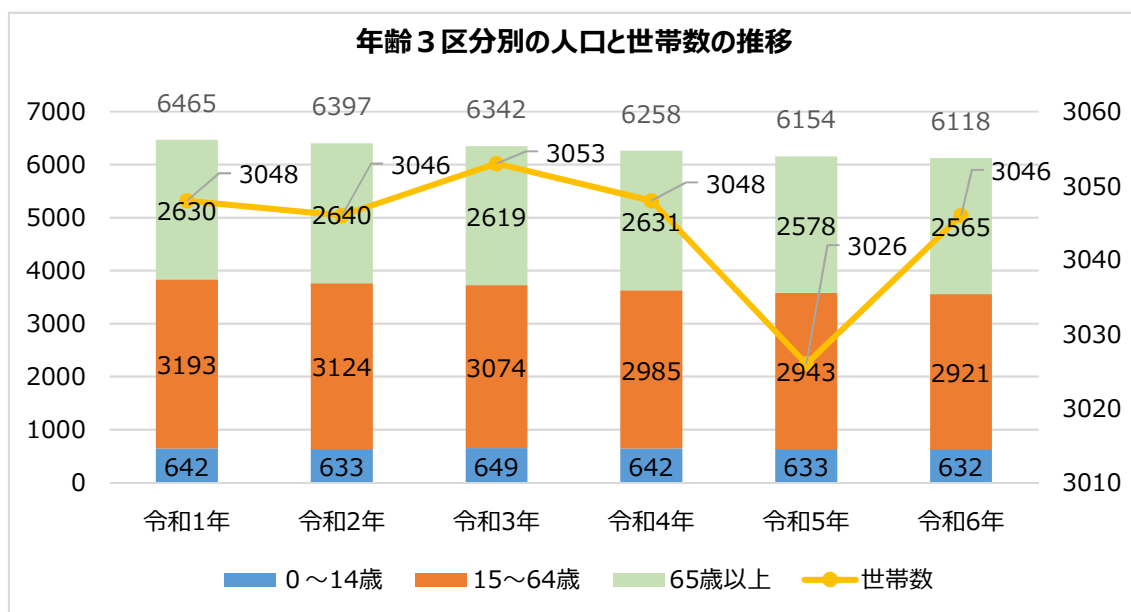
1. 人口と世帯の動向

(1) 総人口と総世帯の推移

本町の総人口は、令和1年の6,465人から令和6年の6,118人と年々減少傾向で推移しています。

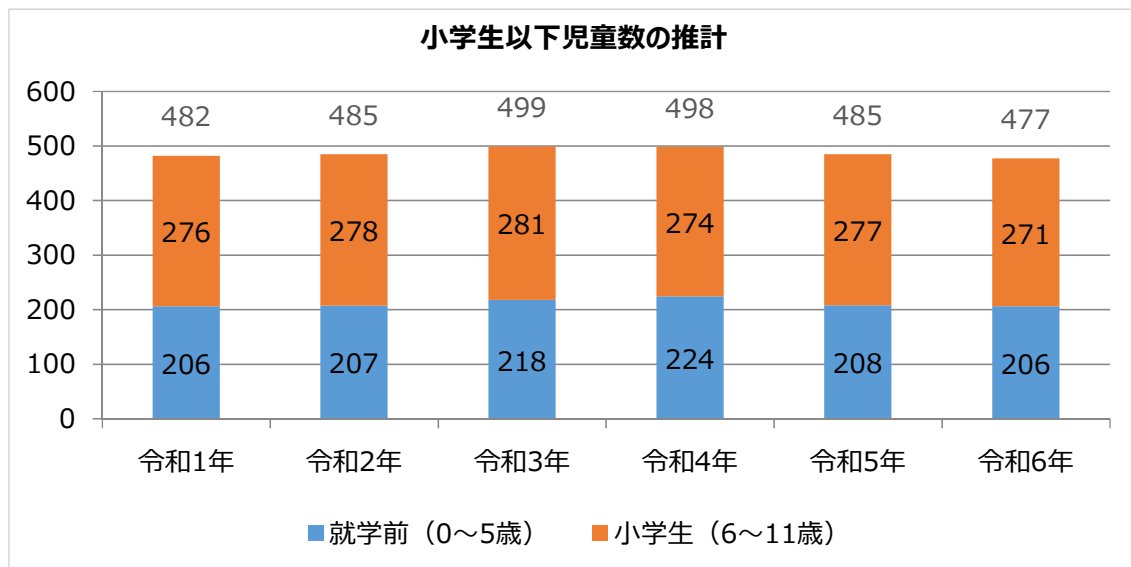
年齢区分ごとの人口では、14歳までの年少人口は、令和3年の649人から令和6年の632人に減少しています。65歳以上の高齢者は、令和2年の2,640人から令和6年の2,565人と減少傾向にありますが、総人口による高齢化率は令和1年の40.7%から令和6年の42%に上がり、少子高齢化が進行しているといえます。

一方、世帯数は令和4年以降に減少したものの、令和6年には増加しています。



各年4月1日現在
住民基本台帳

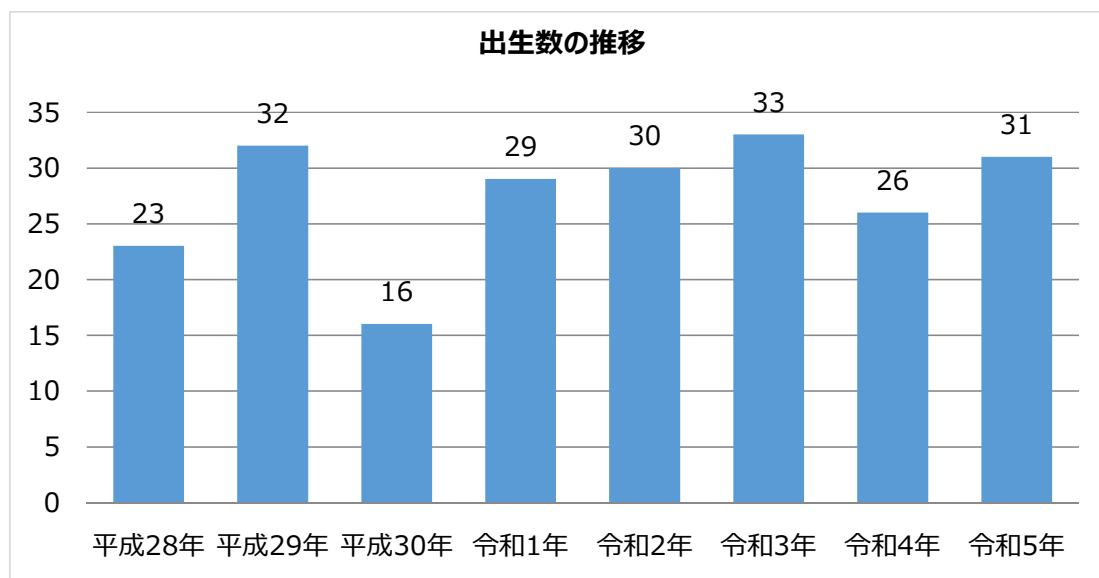
小学生以下の児童人口に関しては、年度ごとの増減がありますが、令和1年から比較すると令和6年は5人の減となっています。



各年4月1日現在
住民基本台帳

(2) 出生数の推移

本町における平成 28 年以降の出生数で最も多かったのは、令和 3 年の 33 人で、最も少なかったのが平成 30 年の 16 人となっており、年度ごとの増減はあるものの 30 人程度の推移となっています。

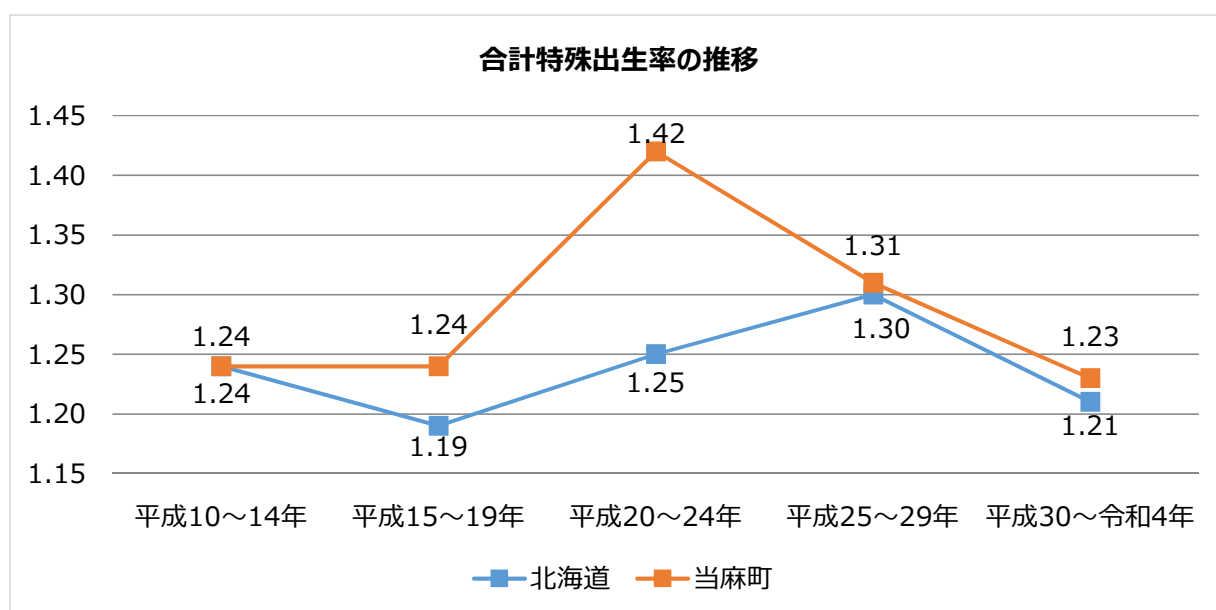


人口動態統計

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

本町の合計出生率を北海道と比較すると、同率だった平成 10～14 年以降の年度は上回っており、近年はほぼ同じ率を推移しています。

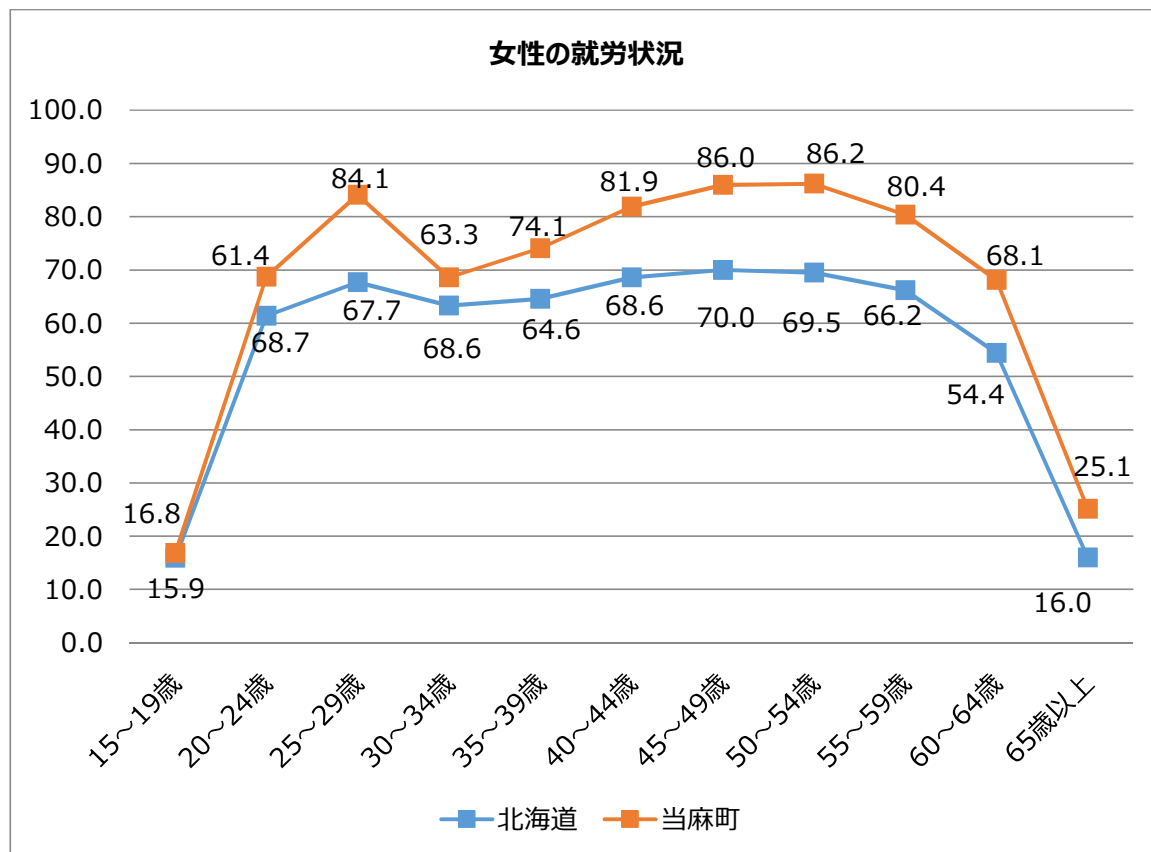


人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における女性の就労割合は高く、道平均と比較してみると特に25～29歳及び45～54歳までが高く、他の年齢においても就労率が高い傾向にあります。



令和2年 国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 教育・保育施設の現状

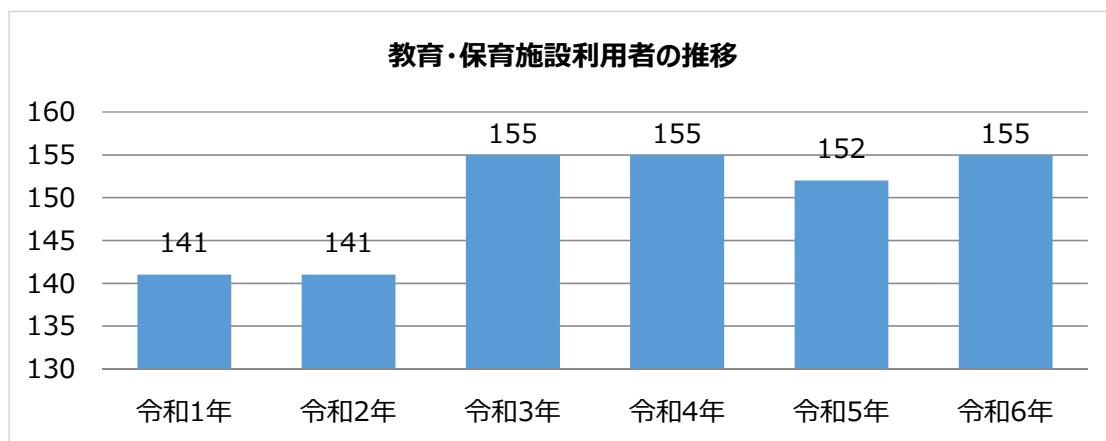
①運営状況

町内の教育・保育施設の運営状況は、以下のとおりです。

施設名		認可 定員	事業者	開所時間
当麻保育園	認可保育所	90	社会福祉法人 法輪会	7:00~18:00 (延長保育 18:00~19:00)
保育園いっぽ！ (令和3年度開園)	小規模保育 事業所	19	株式会社 G's Company	7:00~18:00
当麻町立幼稚園	幼稚園	10 5	当麻町	月・金 8:40~11:45 火・水・木 8:40~13:45 (預かり保育 終了後~18:00)

②利用状況

教育・保育施設利用者数の合計は、令和1年の141人から令和6年では155人と、増加傾向となっています。



施設名	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童数	206	207	218	224	208	206
当麻保育園	78	80	74	80	84	84
保育園いっぽ！	—	—	11	22	15	20
町外施設（広域利用）	5	11	9	6	5	7
当麻町立幼稚園	58	50	61	47	48	44
合 計	141	141	155	155	152	155

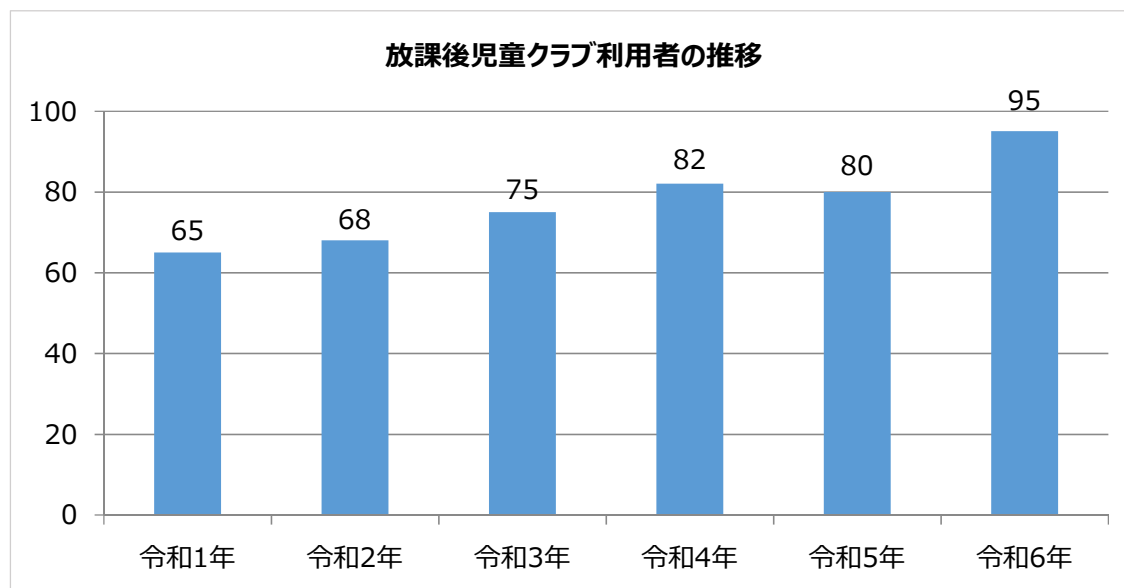
参考（認可外保育施設利用状況）

施設名	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
トーマスチャイルドハウス緑郷 (町内在住者のみ計上)	15	17	15	16	12	10

(単位：人) 各年4月1日現在

(2) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、令和１年の６５人から、令和６年の９５人と、増加傾向にあります。



施設名	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	定員数
第 1 学童保育	39	40	43	46	50	66	70
第 2 学童保育	26	28	32	36	30	29	40
合 計	65	68	75	82	80	95	110

各年 4 月 1 日現在

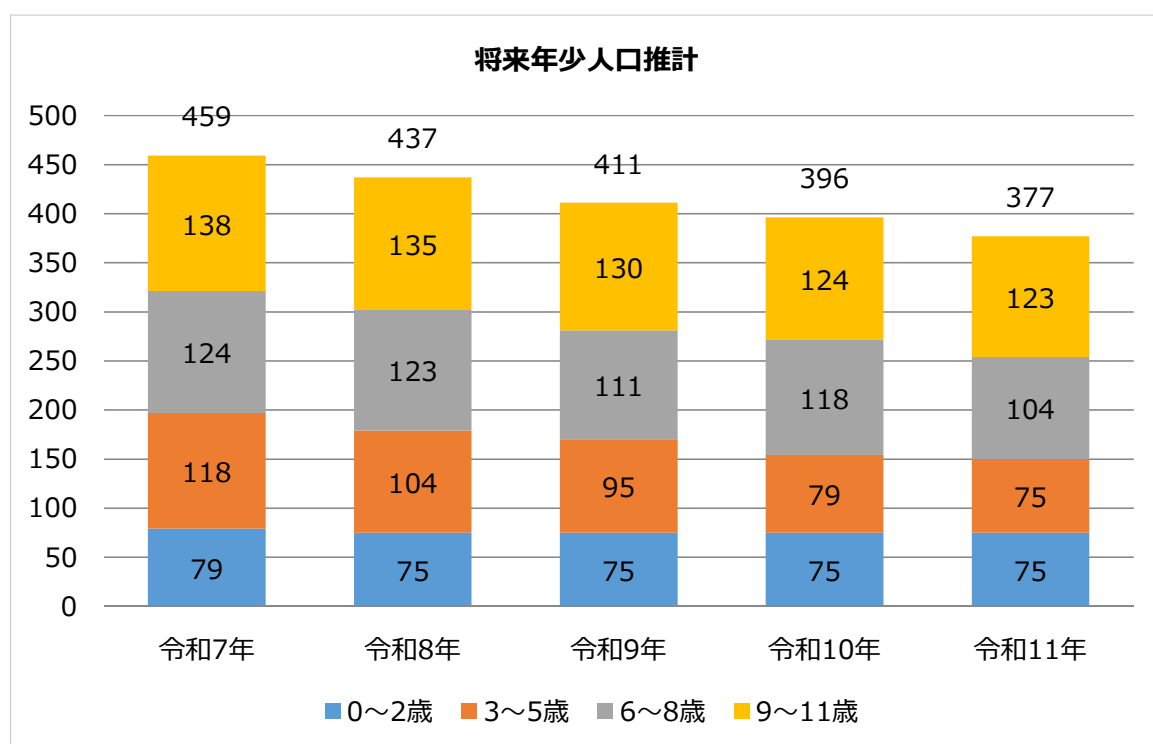
3. 将来年少人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの0～11歳人口推計値を示します。

減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には、82人減の377人と見込まれています。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口（0～11歳人口）	459	437	411	396	377
未就学児（0～2歳）	79	75	75	75	75
未就学児（3～5歳）	118	104	95	79	75
小学生（6～8歳）	124	123	111	118	104
小学生（9～11歳）	138	135	130	124	123



第3章

子ども・子育て支援サービス

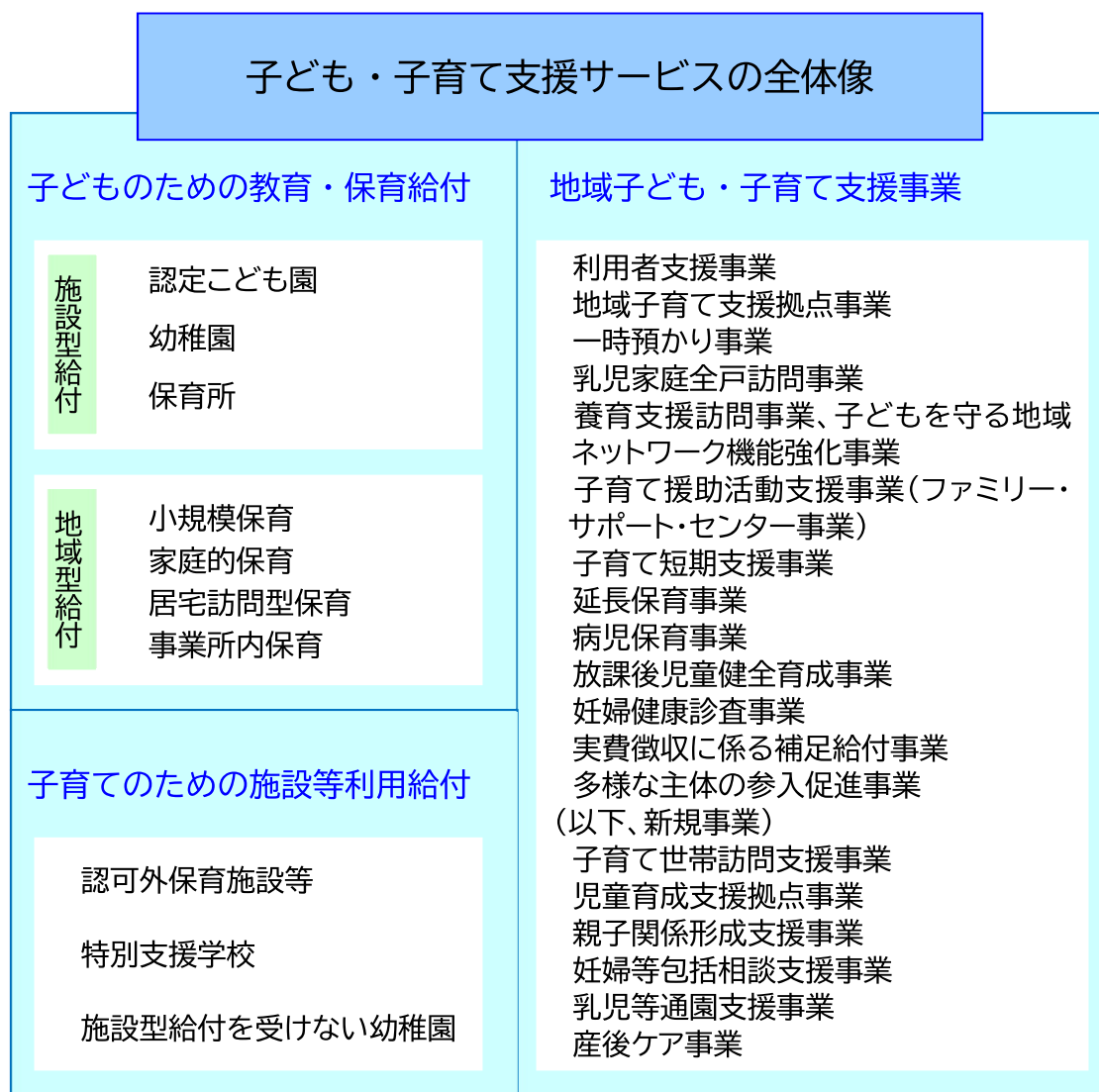
第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者などに提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」、「地域子ども・子育て支援事業」、「子育てのための施設等利用給付」に分けられます。

「子どものための教育・保育給付」は、施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。また、「子育てのための施設等利用給付」は、令和元年10月から創設されたものです。

これらの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

（１）教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができること。

（２）教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント１ 事業量の調整単位として適切か	ポイント２ 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

（３）本町の教育・保育提供区域について

町内全域を１つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

（４）提供区域設定の主な理由

提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、本町では子どもの教育・保育に関しては、保育所２箇所、幼稚園１箇所でサービスを提供しています。引き続き就学前の利用施設が選択できるよう、町内全域を一つの区域として設定します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめております。

※量の見込みの算出にあたっては、国の手引きにおいて、ニーズ調査結果を用いた算出方法が示されているとともに、算出された量の見込みに対する様々な要因を考慮した場合の補正及び自治体が独自に算出することを認めています。

実際に、ニーズ調査結果を用いた算出を原則としながらも、国の手引きの算出方法では希望する事業がすべてニーズ量に算出されるために大きくなりやすく、計算されたものが実態と乖離している場合があります(特に、地域子ども・子育て支援事業において算出されるニーズ量)。

そのため、過去の事業実績などから勘案し、量の見込みが実態に即さないものについては、利用実績等から量の見込みに対する補正を行う等の方法を事業ごとに設定するものとします。

(1) 特定教育施設(幼稚園・認定こども園)

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	53	46	42	35	34
1号認定	13	11	10	8	8
2号認定 (幼稚園希望が強い)	40	35	32	27	26
B. 確保提供数	105	105	75	75	75
差異(B-A)	52	59	33	40	41

【確保の方策】

ニーズ量の見込みを確保提供数(利用定員総数)が上回っています。

町立当麻幼稚園について、社会的ニーズに基づいた2号認定保育など多様な保育形態への変換などを踏まえ、寄り添った就学前教育を図るため、令和9年度より幼稚園型認定こども園への移行を予定しております。

定員については、就学前児童の人口の減少や、多様な生活環境による利用者の減少傾向を鑑み105名→75名へ見直します。

（２）特定保育施設（認可保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業等）

認可保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、０歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、本町には該当の施設はありません。

特定地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度において創設された事業で、町が定める基準を満たした保育を必要とする０歳～２歳の子どもの保育する認可された施設です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	92	85	78	78	78
2 号認定	52	48	41	41	41
3 号認定 (0 歳)	8	9	9	9	9
3 号認定 (1 歳)	15	19	19	19	19
3 号認定 (2 歳)	17	9	9	9	9
B. 確保提供数	99	109	109	109	109
特定保育施設	80	90	90	90	90
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
差異 (B - A)	7	24	31	31	31

【確保の方策】

ニーズ量は確保提供数（利用定員総数）を下回っていますが、近年、低年齢層の保育利用者数や保育士の加配置が増加傾向になっているため、保育士確保等の方策を継続的に取り組んでまいります。

（３）認可外保育施設等

児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない、小学校就学前の子どもの預かって保育する施設です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み ※町民のみ計上	8	8	8	8	8
B. 確保提供数	60	60	60	60	60
差異 (B - A)	52	52	52	52	52

【確保の方策】

ニーズ量の見込みを確保提供数が上回っています。また、町外からの利用者も受け入れているため、利用の調整が必要となります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町においては、令和3年度から子育て世代包括支援センターを設置し「母子保健型」として実施していますが、令和9年度からはこども家庭庁にて新たに創設された「こども家庭センター型」として、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行います。

【量の見込み】

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

※こども家庭センター型について、令和7～8年度は経過措置として適用

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】

(年・延人数)

	令和5年度
利用者数	795
実施箇所数(箇所)	1

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	840	804	804	804	804
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開していきます。

（３）一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（一般型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

当麻幼稚園が実施しています。

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	4,831	3,837	38	31	30
1 号認定	47	41	38	31	30
2 号認定	4,784	3,796	－	－	－
B. 確保提供数	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
差異（B－A）	4,769	5,763	6,286	6,293	6,294

【確保の方策】

ニーズ量の見込みは、現状で対応可能な状況であります。なお、令和 9 年度以降は認定こども園への移行に伴い、2 号認定は通常保育利用に移行するとともに、1 号認定は一般型から幼稚園型へ変更となります。

②保育園における在園児以外を対象とした一時預かり（一般型）

保育施設を利用していない家庭の子育ての負担を軽減するため、通院、冠婚葬祭、親のリフレッシュ等希望のあった子どもを一時的に預かる事業です。

【実施状況】

当麻保育園が実施しています。

【利用実績】

（年・延人数）

	令和 5 年度
利用者数	31
実施箇所数（箇所）	1

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	552	502	477	434	424
B. 確保提供数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
差異（B－A）	948	998	1,023	1,066	1,076

【確保の方策】

ニーズ量の見込みは、令和 7 年度がピークとなっており、対応可能な状況であります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】※ニーズ調査によらずに推計 (年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問数	28	28	28	28	28

【確保の方策】

従来通り保健師による家庭訪問を実施し、子育てに関する相談、指導、助言などを行い、保護者が不安にならず安心して子育てできるように、今後も継続して事業を展開していきます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

・養育支援訪問事業～乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業～要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【量の見込み】養育支援訪問事業のみ ※ニーズ調査によらずに推計 (年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

・養育支援訪問事業～保健師による家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことで、保護者による養育が適切に行われるよう事業を展開していきます。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業～当麻町要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図り、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】上川中部こども緊急さぽねっと（上川中部圏域緊急サポートネットワーク事業）

	令和 5 年度
利用者登録数	9
援助者登録数	1
実施箇所数（箇所）	1

【量の見込み】 (年・延人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数	135	133	122	126	115

【確保方策】

「上川中部こども緊急さぽねっと」の周知を図り、今後も継続して事業の展開を行います。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

本町では該当施設がないため実施していません。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	4	3	3	3	3
B. 確保提供数	0	0	0	0	0
差異 (B - A)	△4	△3	△3	△3	△3

【確保方策】

「上川中部こども緊急さぼねっと」の周知をはかるほか、町内外施設との連携を含め、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

(8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

当麻保育園が実施しています。

【利用実績】

(年・延人数)

	令和 5 年度
利用者数	326
実施箇所数 (箇所)	1

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	23	23	23	23	23
B. 確保提供数	30	30	30	30	30
差異 (B - A)	7	7	7	7	7

【確保の方策】

ニーズ量の見込みは、23人となっていますが、現状で対応可能な状況であります。

（９）病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

本町では該当施設がないため実施していません。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数	238	216	206	186	181

【確保の方策】

「上川中部こども緊急さぼねっと」の周知をはかるほか、町内外施設との連携を含め、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

（１０）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】

(年・実人数)

	令和 5 年度
利用者数	86
実施箇所数（箇所）	2

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	79	79	73	75	72
1 年生	21	27	27	27	27
2 年生	28	22	22	22	22
3 年生	18	22	15	15	15
4 年生	9	6	6	8	4
5 年生	2	2	2	2	3
6 年生	1	0	1	1	1
B. 確保提供数	110	110	110	110	110
差異（B－A）	31	31	37	35	38

【確保の方策】

ニーズ量の見込みは、ピークの令和 7 年度で 79 人となっていますが、現状で対応可能な状況です。学童保育センターの定員は、「第 1 学童保育センター」70 人と「第 2 学童保育センター」40 人の計 110 人となっております。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実施状況】

本町では、妊娠の届け出をされた方に母子健康手帳の交付と妊婦一般健康診査（14回）、超音波検査受診票（6回）を交付し、専門医療機関を受診することにより、妊婦の健康保持・増進を図っています。

【量の見込み】 ※ニーズ調査によらずに推計 (年・実人数／延回数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受診者数	28	28	28	28	28
受診件数	392	392	392	392	392

【確保の方策】

妊婦期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な健診がされるよう促すことにより、異常の早期発見、早期治療及び精神的不安の解消を目指すため、今後も継続して事業を展開していきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦のいる家庭等を対象に、訪問支援員を派遣し、家事や育児の支援を行う事業です。

【実施状況】

本町では、家事支援及び育児支援を NPO 法人に委託し実施しています。

【量の見込み】 ※ニーズ調査によらずに推計 (年・延人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	100	100	100	100	100
B. 確保提供数	150	150	150	150	150
差異 (B - A)	50	50	50	50	50

【確保の方策】

家事・育児支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていけるよう、今後も継続して事業を展開していきます。

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【実施状況】

本町では該当施設がないため実施していません。

【確保の方策】

町内外施設との連携を含め、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

(14) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

子育て世代包括支援センターにて実施しています。

【量の見込み】 ※ニーズ調査によらずに推計

(年・面談実施合計回数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. 量の見込み	84	84	84	84	84
妊娠届出数	28	28	28	28	28
1 組当たり面談回数	3	3	3	3	3
B. 確保提供数	84	84	84	84	84
差異 (B - A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開していきます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用しない満3歳未満の子どもを対象に、保護者等の多様な働き方やライフスタイルに合わせて支援を強化、または全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込み】※ニーズ調査によらずに推計

(必要定員数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	3	3	3	3	3
0歳児	1	1	1	1	1
1歳児	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1
B. 確保提供数	0	3	3	3	3
差異（B－A）	△3	0	0	0	0

【確保の方策】

令和8年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題等を把握し整備を進めていきます。

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【実施状況】

本町では、産後1年未満の母子を対象に「宿泊型」及び「日帰り型」による支援を助産院、分娩取扱医療機関に委託し実施しています（利用日数は各型合計7日以内）。

【量の見込み】※ニーズ調査によらずに推計

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	5	5	5	5	5
B. 確保提供数	5	5	5	5	5
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。なお、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収については全額を助成しています。

【確保の方策】

実費負担の部分については、低所得者の負担軽減を図るため、国が定める基準等に従い認められた実費徴収について、必要に応じて公債による補助金等を検討していきます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開していきます。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

本町では、町立当麻幼稚園が町立幼稚園型認定こども園へ移行予定のため、申請状況等を勘案しながら関係課にて情報共有に努めます。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

○子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において請求書類の発行等を行うことで、給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

○特定子ども・子育て支援施設等の確認等については、北海道や施設所在市町村との連携や情報共有を図り、適切に取り組みます。

8. 子どもの貧困対策の推進（当麻町子どもの貧困対策計画）

「国民生活基礎調査」によると、日本の子どもの貧困率は、平成 24 年に過去最悪の 16.3% で、令和 3 年には 11.5% に減少しているものの、子どもの 8 人に 1 人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしており、今なお、支援を必要とする子どもやその家族が多い状況となっています。

そうした中、平成 26 年 1 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、北海道では平成 27 年 12 月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」が策定され、全ての支援の出発点である相談支援をはじめ、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労支援・経済的支援の 5 つの柱に沿って、実効性のある取組が進められています。

本町においても、すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもの成長段階に応じた切れ目のない必要な施策を推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子ども医療費助成	18 歳到達以後の年度末までの子どもの保険適用分の医療費を全額助成します。	保健福祉課
2	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の保険適用分の医療費を、子どもを扶養している間助成します。（年齢・所得制限あり）	保健福祉課
3	任意予防接種費用助成	インフルエンザは 1 歳～中学生、おたふくかぜは 1 歳～就学前までの接種費用を全額助成します。	子育て支援課
4	上川中部こども緊急さぼねっと利用料助成	事業を利用した際の利用料（交通費及び実費を除く）について、半額を助成します。	子育て支援課
5	副食費の助成	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収について、全額を助成します。	子育て支援課 学校教育課
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦の経済的自立を支援するため、北海道で実施する福祉資金の貸付申請を支援します。	子育て支援課
7	就学援助（要保護・準要保護）	経済的理由により、学用品等の負担が困難な世帯に対して、必要な援助を行います。	学校教育課
8	学童保育料の免除	就学援助を受ける世帯の学童保育料を全額免除します。	子育て支援課
9	修学旅行経費の助成	町内在住で小中学校に通う子どもの修学旅行経費を全額助成します。	学校教育課
10	スクールソーシャルワーカーの配置	困りごとを抱えている子どもと家庭を支えるための専門職を配置し、小学校から中学校まで継続的に支援します。	学校教育課
11	生活・仕事相談会	かみかわ生活あんしんセンターと連携し、生活や就労について無料相談会を実施します。	保健福祉課

9. 関連施策の展開

（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を４本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実等

障がい児（者）施策は、自ら居住する場を選択し、適切なサービスを受けながら社会参加を図ることが基本です。また、一人ひとりにあわせたサービス提供体制の整備と併せて、町民の障がい児（者）への理解が必要です。

地域において障がい児を支援する体制を整備するに当たっては、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

- 具体的な施策等については、障がい者計画及び障害福祉計画の中に詳しく記載しています。
- 乳幼児健康診査等で障がいの早期発見、早期対応ができるように体制整備を促進します。
- 障がいのある児童に対して、適切な保育が行われるよう、保育園等と連携するとともに、町補助を継続していきます。

○サービスに関する情報について、サービスを必要とする人に必要な情報が届くように、また、地域で家族が孤立することがないように、情報提供及び相談窓口等の充実を図ります。

第4章

計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりとは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。